

公務・通勤災害認定請求チェックシート

	チェック項目	担当者チェック欄		
		所属	任命権者	基金
1	様式は最新のものを使用しているか。(ホームページを確認)			
2	認定請求書に必要な事項が漏れなく記載されているか。押印もれはないか。 (特に請求年月日・氏名のふりがな・共済組合員証の記号番号)			
3	記載されている事項が事実であるかどうか。			
4	年月日は西暦ではなく年号(和暦)で記入されているか。			
5	各年月日に整合性はあるか。 災害発生日 ≤ 請求年月日 ≤ 所属長証明年月日 ≤ 任命権者の意見年月日			
6	「傷病名」欄は、診断書に記載された傷病名が正確に記載されているか。 傷病名に「疑い」が付記されている場合は、認められませんので、確定診断名を記入してもらうよう、医療機関側へ確認してください。			
7	災害発生状況の内容から考えられないような傷病名がついていることはないか。			
8	認定請求書と添付資料間において、事実関係、時間等に食い違いはないか。			
9	<p>「災害発生の状況」欄は、誰にもよく理解できるよう詳しく具体的に記載されているか。単なる推定や憶測による記載はされていないか。</p> <p>簡単・簡潔に記入し過ぎているものが多いので注意すること。</p> <p>また、別紙とすることも可能だが、その際には、その別紙にも請求者、所属部局の長、任命権者の記名・押印が必要。</p> <p>事実を表現するために、次の内容が明確にされているかどうかを確認すること。</p> <p>「だれが」「いつ」「どこで」</p> <p>「だれと」</p> <p>「なんのために」「何(どのような業務)をしているときに」</p> <p>「どのような状況で」「どのような理由で」</p> <p>「どうなったのか」「どのような災害(負傷等)を受けたか」</p> <p>「どのような処置や医療機関受診をしたか」</p> <p>「どう診断されたか」</p> <p>通勤災害の場合・・・</p> <p>出勤途上であれば、勤務開始時刻、住居を離れた時刻</p> <p>退勤途上であれば、勤務終了時刻、勤務場所を離れた時刻</p> <p>また、逸脱・中断はなかったか、通常の経路や方法と異なっていた場合の理由など、通勤遂行性に関する事項も詳しく記載されていること。</p> <p>災害が「疾病」の場合・・・</p>			

	特に脳疾患、心臓疾患等の場合には、公務に起因して発病したかどうか認定の重点とされ、通常の業務と比較して発症時(前)の業務がどの程度過重であったか、職員のもっていた身体的要素(既往歴)はどの程度のものであったか等が問題とされるため、その発症の日における職員の勤務状況を中心として、これに引き続く過去にさかのぼった職員の勤務状況をありのままに、そして時間的、質的、量的に具体的に示す必要があるため、別紙を用いるなどして詳しく記載されていること。			
10	検査や手術等の医療上の必要性から、初診とは別の医療機関を受診(転医)した場合、その転医の必要性・経緯を「災害発生の状況」欄に記入しているか。			
11	所属部局長・任命権者の証明はされているか。			
12	診断書は原本を添付しているか。			
13	診断書は初診日、療養見込期間の記載があるか。			
14	<p>現認書又は事実調査書の内容が、その現認者又は証明者の立場において事実を明確に表現したものとなっているか。</p> <p>※「認定請求書」の「災害発生の状況」欄の丸写しとなっていないか。</p> <p>(現認書記載例)</p> <p>「誰が」 私は</p> <p>「いつ、どこで」 〇時〇〇分、△△で</p> <p>「何のため」 〇〇していると</p> <p>「誰がどうした」 被災職員の〇〇さんが△△し</p> <p>「どうなった」 〇〇であるのを見ました</p> <p>「どうしたか」 〇〇病院に連れて行きました</p> <p>※事実調査書の場合は、上記内容を調査して記載</p>			
15	<p>転医していないか。転医している場合は「転医届」が添付されているか。</p> <p>上記チェック項目10のとおり、記入がある場合には必要ありません。</p>			
16	「第三者加害事案」に該当しないか。該当する場合は必要書類が添付されているか。			
17	写しの書類について原本証明をしているか。			
18	提出書類において記入もれはないか。※とくに日付や訂正印のもれに注意			
19	「認定請求に必要な書類一覧」に示された書類はそろっているか。※(注)1~11も含む 認定請求書表面に所属(任命権者ではない)の收受印が付されているか。			
20	任命権者は、所属から認定請求書類の提出を受けたら、内容を確認の上、收受印を付し、その收受印を付した書類(所属からの鏡文の写し等)を添付しているか。			
21	認定請求時点で通院等が終了し、傷病が治っている場合は「治ゆ報告書」を提出すること。			

・本用紙を必ず公務・通勤災害認定請求書類に添付すること。添付のない場合、書類は返送させていただきます。

・書類に不備がある場合は返送しますので、担当者✓欄の基金の項目をご確認ください。